

令和 8 年度 西原町一般廃棄物処理実施計画

I. 総則

1 趣旨

この一般廃棄物処理計画は、令和 4 年 4 月に策定した西原町一般廃棄物処理基本計画の推進及び実施のために、令和 8 年度ごみの減量・資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 計画区域

西原町全域

3 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

II. 一般廃棄物の排出見込み

1 一般廃棄物（ごみ）の発生量の見込み

一般廃棄物の種類		主な品目	年間排出量（t／年）		
			家庭系	事業系	合計
もえるごみ		生ごみ、紙くず、プラスチック類	5,204	3,640	8,844
もえないごみ・危険ごみ		金属類、陶器類、ガラス類	234	40	274
粗大ごみ		家具類、寝具類、ガスコンロ	225	11	236
資源ごみ	缶類	飲料用の缶、菓子缶、缶詰	71	—	71
	びん類	飲料用のびん、調味料のびん	196	—	196
	ペットボトル	飲料用のペットボトル	173	—	173
	古紙	新聞、雑誌、段ボール、紙パック	372	—	372
	古布	古着類	34	—	34
	廃食油	使用済てんぷら油	12	—	12
	木枝類	剪定枝（生木）	201	—	201

2 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の発生量の見込み

一般廃棄物の種類	年間排出量（t）	合計（t）
し尿	147	6,660
浄化槽汚泥	6,513	

Ⅲ. 一般廃棄物の処理体系

1 家庭系一般廃棄物

廃棄物の種類		収集・運搬の主体	中間処理		最終処分	
			処理施設	処理方法	処理施設	処理方法
もえるごみ		町（委託）	南部広域行政組合 東部環境美化センター	焼却	南部広域行政組合 美らグリーン南城	埋立
もえないごみ・危険ごみ・粗大ごみ	可燃物			破碎処理		
	不燃物				分別一時貯留	
	金属類・小型家電・びん類・蛍光管・乾電池					
資源ごみ	木枝類以外		西原町リサイクルヤード	分別	資源化業者	資源化
	木枝類	資源化業者	資源化	—	—	
し尿		許可業者	汚泥再生処理センター	希釈・処理後 下水道放流	—	—
浄化槽汚泥						

2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	取集・運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
もえるごみ	排出者等許可業者	東部環境美化センター	焼却	美らグリーン南城	埋立
資源ごみ		西原町リサイクルヤード	分別	資源化業者	資源化
特別管理一般廃棄物	排出者等	排出者等	—	—	—
し尿	許可業者	汚泥再生処理センター	希釈・処理後 下水道放流	—	—
浄化槽汚泥					

注) ①事業活動にともなって排出されるごみは、事業所自らの責任において適正に処理することを原則とする。

②事業所自ら処理できない場合には、町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、処理施設で処理を行うものとする。

③特別管理一般廃棄物については、事業所自らの責任で適正に処理しなければならない。

IV. ごみ処理実施計画

1 ごみの排出抑制計画

(1) 町における取り組み

① 意識啓発のための広報活動

ホームページや広報紙においてごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発の広報活動を実施し、ごみ排出抑制を図る。

また、本町では令和 6 年 4 月にごみ分別マニュアルを改定し、分別を徹底するとともにごみ減量化・資源化に対する意識改革を実施する。

② 資源ごみの分別排出の徹底

本町では資源化物の分別排出の指導を実施しており、分別ポスターで排出方法と呼び掛けるとともに、分別ができていない場合は回収時に指導シールを貼り付け、指導を徹底する。

資源回収業者の育成も行っており、適正に回収を行うよう適宜調整をしていき、今後も継続する。

また、令和 4 年 4 月に施行された「プラスチック資源循環促進法」に対して、新たな分別品目（資源化品目等）の検討を開始する。

③ 食品ロス削減の推進

食品ロスを削減するため、本町では生ごみ処理機、発酵菌（ぼかし）等の購入助成制度を平成 23 年度から開始しており、今後も購入助成制度をホームページや広報、ごみ分別マニュアルに記載し周知徹底し、生ごみのコンポスト化（堆肥化）の実施を図り、生ごみの減量化（資源化）につなげる。

④ 環境保全対策事業の推進

本町では、環境保全に関する事業として水質調査を実施しており、今後も継続して実施し、結果については、ホームページや広報紙で公表していく。

また、山間部や空き地、海岸等、人目に付きにくい場所に家庭ごみや粗大ごみ、廃タイヤ、廃家電等の不法投棄が散見されることから、町内のパトロールを実施するとともに、不法投棄現場の状況を踏まえ、看板の設置等を検討する。

(2) 町民における取り組み

① ごみの分別排出の徹底・適正排出

ごみ分別マニュアルの作成、ごみ分別ポスターの配布をし、ごみを排出する際の分別方法について周知を徹底する。また、本町では資源ごみとして木枝、廃食用油を回収し、資源化を行っていることから、資源ごみとしての排出方法を町民向けに周知を行う。

また、その他の資源ごみである缶・びん・ペットボトル・紙類等についても適正な排出方法について啓発活動を行う。

② 食品ロス削減の推進

食品ロスを削減するため、ごみをできるだけ出さない買い物から省エネ料理、生ごみの上手な処理方法までの一連の流れを通じてごみ減量意識の向上を図っていき、食材の「使い切り」、料理の「食べきり」、生ごみの「水切り」等を町民へ啓発していく。

また、発生した食品ロスの減量については、生ごみ処理機等の助成制度の活用を周知徹底し、生ごみのコンポスト化（堆肥化）の実施を図り、生ごみの減量化（資源化）につなげる。

③ ライフスタイルの見直し

マイボトルの持参でペットボトルの排出を減らし、マイ箸の持参で割り箸の排出をなくす等、新たなライフスタイルの見直しを推奨する。

(3) 事業者における取り組み

① 資源ごみの分別排出の徹底

大型ショッピングセンター等、各店舗から排出されるごみの分別を徹底するために、分別のための事業系ごみ出しルールの配付や、ホームページ等による周知を行い資源ごみの分別排出を図る。

焼却施設に搬入された事業系ごみの中身を調べる展開検査の実施により、資源物や搬入不適物が混入されていた場合には、持ち帰り等の指示及び搬入ルールについての指導を行う。

2 収集・運搬計画

町のごみの収集・運搬については、分別排出、排出日・時間の厳守等排出ルールの指導の徹底や、排出方法を分かりやすく示したポスター等の周知の対策を行う。また、在宅医療廃棄物の収集体制の整備について、関係機関と協議を行う。

町におけるごみの収集・運搬に係る計画を、以下に示す。

(1) 収集・運搬の主体

ごみの収集・運搬については、一般家庭から排出される生活系ごみは委託業者が行っており、事業所より排出される事業系ごみは許可業者が収集・運搬を行う。

(2) 収集対象区域

収集対象区域については町全域とする。

(3) 収集・運搬の方法

① ごみの分別区分

ごみの分別区分については、家庭ごみについては「西原町家庭ごみの正しい分け方・出し方」及び「西原町ごみ分別ハンドブック」のとおりとし、事業系ごみについては「西原町ごみ分別表（事業系）」のとおりとする。

② 収集方式

収集方式については、もえるごみ、もえないごみ・危険ごみについては指定袋による収集を行う。資源化物（缶類、ビン類、ペットボトル等）については透明袋等による収集を行う。粗大ごみについては、粗大ごみ処理券が貼付されたものを回収する。

事業系ごみについては、事業者と許可業者との契約により適切な収集を行う。

3 中間処理計画

本町におけるごみの中間処理計画の概要を、以下に示す。当該内容でごみの中間処理を実施する。

なお、焼却施設等ごみ処理施設への負荷低減、ごみ処理コストの低減を図るため、ごみの減量化、水分を多く含んだ生ごみの混入抑制等が必要であり、意識啓発を継続して実施する。

① 資源化物の処理

本町における資源化物の処理は、本町が処理主体となって実施する。

資源化物は、西原町リサイクルヤードにおいて、シルバー人材センターや就労支援事業所の作業員によって資源化物の分別が行われ、当該ヤードに一時貯留された後、資源化業者に引き渡される。

西原町リサイクルヤードの概要

項目	内容
施設名称	西原町リサイクルヤード
所在	沖縄県中頭郡西原町字小那覇 960 番地の 1
竣工年月	令和 5 年 8 月 31 日
処理方式	手選別

② もえるごみ、もえないごみ・危険ごみ、粗大ごみの処理

本町におけるもえるごみ、もえないごみ・危険ごみ、粗大ごみの処理は、南部広域行政組合の東部環境美化センターにおいて実施する。

東部環境美化センターの概要

項目	内容
施設名称	南部広域行政組合東部環境美化センター
所在	沖縄県島尻郡与那原町字板良敷 1612 番地
竣工年月	昭和 60 年 3 月 20 日
処理能力	【ごみ焼却施設】98 t / 日（49 t / 24 h × 2 炉） 【不燃物処理施設】
処理方式	【ごみ焼却施設】全連続燃焼式 【不燃物処理施設】

4 最終処分計画

本町における一般廃棄物（焼却灰等）の最終処分は、南部広域行政組合の美らグリーン南城において埋立処理を実施する。

美らグリーン南城の概要

項目	内容
施設名称	美らグリーン南城
所在地	沖縄県南城市玉城字奥武1124番地
総事業費	約57億円
埋立対象物	焼却残渣、溶融飛灰、飛灰、不燃残渣
埋立期間	15年間（A棟5年、B棟10年）
埋立容量	約29,800m ³ （A棟）、約64,200m ³ （B棟）

V. し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

1 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の効率的で適正な収集・運搬に努める。

（1）収集・運搬の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、町が主体となり、各家庭等からの収集・運搬業務

は、許可業者が実施する。

(2) 収集対象区域

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、原則として、公共下水道処理区域外を対象とするが、下水道への未接続世帯を含めた町全域を収集対象区域とする。

(3) 収集・運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、各家庭・各事業所で許可業者に直接申し込む。

南部広域行政組合汚泥再生処理センターの概要

項目	内容
名称	南部広域行政組合汚泥再生処理センター
所在地	沖縄県中頭郡西原町字小那覇 964 番地
竣工年月	平成 26 年 12 月
処理能力	し尿 7kℓ/日 浄化槽汚泥 100kℓ/日 農業集落排水施設脱水汚泥 0.3 m ³ /日 合計 107kℓ/日
建設規模	敷地面積 3,356.00 m ² 建築面積 685.69 m ² 延床面積 1,529.88 m ²
処理方式	固液分離・希釈方式